

見本

日本版スチュワードシップ・コードについて
～コードと機関投資家、年金基金、母体企業～

2014年5月16日

ベストミックス・インベストメント株式会社

古川 千春

世界のスチュワードシップ・コード導入状況

1. 導入済みの国々と機関

- ・英国
- ・オランダ: <http://www.eumedion.nl/en/>
- ・スイス: <http://swissinvestorscode.ch/category/news/?lang=en>
- ・シンガポール: <http://www.mas.gov.sg/regulations-and-financial-stability/regulatory-and-supervisory-framework/corporate-governance/corporate-governance-of-listed-companies/code-of-corporate-governance.aspx>
- ・EFAMA: <http://www.efama.org/SitePages/Home.aspx>
(European Fund and Asset Management Association)
- ・日本

2. 導入を検討しているその他の国及び地域

- ・中東及び北アフリカではStewardship Codeのドラフトについて議論中
- ・イタリアではドラフト作成のアナウンスがなされている
- ・インドでは当局主導でStewardshipのコンサルテーションを開始した
- ・オーストラリアではStewardship Codeについて公開ディスカッションを継続中
- ・シンガポールでは大手機関投資家が、上述のCorporate Governance Codeに加えてUKのStewardship Codeに準拠するように求める動きがある

3. 類似の取り組み国と機関

- ・米国、
- ・欧州委員会、
- ・OECD

(出所: FSI社情報及び、金融庁資料を基に弊社で作成)

スチュワードシップ・コードとは何か

- スチュワードシップ：責任ある機関投資家
- スチュワードシップ責任：機関投資家が果たすべき責任
- スチュワードシップ・コード：受託者責任を果たすための原則

英国における機関投資家とは？

アセット・マネジャー→資産運用会社としての機関投資家（投資運用会社など）

アセット・オーナー→資金保有者としての機関投資家（年金基金や保険会社など）

資料をご希望の方は弊社までメールにてご連絡ください。

bestmix@bestmixinvestment.com